

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	一部事務組合等の取扱い	関係項目
調 整 の 内 容	<p>鷹巣町外六カ町村衛生施設組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>鷹巣阿仁広域市町村圏組合、森吉町外二カ町村生活環境施設組合、森吉町外四カ町村病院組合及び公立合川高等学校組合については、上小阿仁村と協議の上、別途提案する。</p> <p>公平委員会の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。</p>	

説 明 資 料

一部事務組合等への加入状況

1 一部事務組合

名 称	主 な 業 務	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	その他の加入市町村
1. 鷹巣阿仁広域市町村圏組合	常備消防・救急業務、広域施設の管理等					上小阿仁村
2. 鷹巣町外六カ町村衛生施設組合	し尿処理					上小阿仁村、藤里町、二ツ井町
3. 森吉町外二カ町村生活環境施設組合	火葬場、大型粗大ごみ最終処分場					上小阿仁村
4. 森吉町外四カ町村病院組合	病院の管理運営					上小阿仁村
5. 公立合川高等学校組合	合川高校の設置・管理					上小阿仁村
6. 秋田県市町村総合事務組合	市町村職員退職手当支給事務等					全市町村及び38一部事務組合
7. 秋田県市町村会館管理組合	秋田県市町村会館の設置・管理					全市町村

2 事務委託

委 託 先	委 託 内 容	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	その他の委託市町村
秋田県	公平委員会の事務					67市町村(秋田市、能代市以外)

印は加入又は委託していることを表す。

説明資料

内 容

1 地域的な一部事務組合

組 合 名	1.鷹巣阿仁広域市町村圏組合		
共同処理する事務	ふるさと市町村圏計画の策定・進行管理 道路管理センター 広域体育館 広域野球場 圏民会館 ごみ処理 常備消防・救急業務 組合町村職員共同研修 大野台工業団地工業導入 地域開発の促進 圏民運動公園 圏民の森 経費老人ホーム 陸上競技場 広域交流センター 大野台老人福祉総合エリア(ひまわりの家) 救急医療対策事業		
構成市町村(太字が管理者町村)	鷹巣町 、合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村		
基金の状況(15年度末残高)	ひまわりの家運営調整基金 24,320千円、 鷹巣阿仁ふるさと市町村圏基金 354,320千円		
地方債の状況(15年度末残高)	1,253,436千円		
債務負担行為の状況	0千円		
職員の状況	16.4.1 現在		
	一般職	消防職	合計
	18人	94人	112人

説明資料

内 容

組 合 名	2.鷹巣町外六カ町村衛生施設組合		
共同処理する事務	し尿処理		
構成市町村（ <u>太字</u> が管理者町村）	鷹巣町 、合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村、二ツ井町、藤里町		
基金の状況（15年度末残高）	財政調整基金 38,915千円		
地方債の状況（15年度末残高）	643,978千円		
債務負担行為の状況	なし		
職員の状況	16.4.1 現在		
	事務職	技術職	合計
	2人	3人	5人

組 合 名	3.森吉町外二カ町村生活環境施設組合		
共同処理する事務	火葬場 大型粗大ごみ最終処分場		
構成市町村（ <u>太字</u> が管理者町村）	合川町、 森吉町 、上小阿仁村		
基金の状況（15年度末残高）	財政調整基金 8,139千円		
地方債の状況（15年度末残高）	328,033千円		
債務負担行為の状況	なし		
職員の状況	16.4.1 現在		
	行政職	現業職	合計
			0人
現業部門の臨時職員（14人）のみである。			

説明資料

内 容

組 合 名	4. 森吉町外4ヵ町村病院組合				
共同処理する事務	病院の管理運営				
構成市町村(太字が管理者町村)	鷹巣町、合川町、 森吉町 、阿仁町、上小阿仁村				
基金の状況(15年度末残高)	なし				
地方債の状況(15年度末残高)	1,343,517千円				
債務負担行為の状況	16年度以降の支払義務発生予定額 131,736千円(CT装置外)				
職員の状況	16.4.1 現在				
	医師	医療技師	看護師・准看護師	行政職	技能労務職
	13人	27人	126人	29人	15人
					計 210人

組 合 名	5. 公立合川高等学校組合		
共同処理する事務	合川高校の設置・管理		
構成市町村(太字が管理者町村)	鷹巣町、 合川町 、森吉町、阿仁町、上小阿仁村		
基金の状況(15年度末残高)	財政調整基金 16,302千円、 図書基金 1,479千円		
地方債の状況(15年度末残高)	176,046千円		
債務負担行為の状況	なし		
職員の状況	16.4.1 現在		
	教育職	行政職	単労職
	34人	3人	1人
			計 38人
	教育職には、臨時講師等を含む。		

説明資料

内 容

2 県内全市町村が加入している一部事務組合

名称	6.秋田県市町村総合事務組合	7.秋田県市町村会館管理組合
共同処理する事務	市町村職員退職手当支給事務 市町村議会議員・消防団員等・学校医等公務災害補修事務 交通災害等共済事務	秋田県市町村会館の設置・管理

3 事務委託

事務委託の内容	公平委員会に関する事務 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。 職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置をとること。
委託先	秋田県
他の委託者	秋田市、能代市以外の67市町村

【一部事務組合】

地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

(以下省略)

【参考】

- ・一部事務組合・・・公共団体の事務の一部を共同処理する。
- ・広域連合・・・公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域にわたる総合的な計画を作成し、これらの事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理する。
- ・全部事務組合・・・その事務の全部を共同処理する。
- ・役場事務組合・・・役場事務を共同処理する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものによっては総務大臣、その他のものによっては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下省略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【公平委員会】

地方自治法

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。

- 1 教育委員会
- 2 選挙管理委員会
- 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 4 監査委員

(以下省略)

(職務等)

第202条の2の 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

説明資料

内 容

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第7条第4項 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第8条第2項 公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

- 1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- 2 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 3 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

鷹巣阿仁広域市町村圏組合 組織図

